

令和5年第12回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月22日（金）午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	12番 河野 弘彦
2番 逢坂 利人	14番 河野 耕八郎
3番 佐藤 貞男	15番 小田 一夫
5番 竹田 勝一	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
9番 大久保 孝雄	18番 藤岡 由信
10番 原田 政憲	19番 村上 一好
11番 蔭山 勝利	

4. 欠席委員

4番 天毎木 孝利	8番 谷 富廣
6番 黒川 邦晴	13番 尾方 隆子

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第59号 非農地証明願について

第5 議案第60号 令和5年度第9期農用地利用集積計画について（諮問）

7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第12回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、4番天毎木委員、6番黒川委員、8番谷委員、13番尾方委員の4名です。只今の出席委員は15名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、16番長浦委員、17番安達委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、日程第2、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回、第3条は9案件でございますが、これらの申請について法定の添付書類は整っております。議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字西高畑■■■■。地目は、田。面積は、591㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。耕作面積は、5,629㎡。通作距離は、1.5kmで、稼働人員は3人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧重清東小学校の南西■■■■に位置する農地です。</p> <p>番号2です。申請地は、美馬町字助松■■■■。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、1,064㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。耕作面積は、3,681㎡。通作距離は、1kmで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととし</p>

	<p>積は、636㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。耕作面積は、12,862㎡。通作距離は、750mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬市地域交流センターミライズの北西[REDACTED]に位置する農地です。</p> <p>番号8です。申請地は、脇町字拝原[REDACTED]。地目は、田。面積は、835㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。後ほどの5条許可申請でご審議をいただきますが、隣接する農地、拝原[REDACTED]において、居宅の建築を予定しており、当該農地も合わせて、売買により取得するものです。稼働人員は2人となっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、江原南小学校の南[REDACTED]に位置する農地です。</p> <p>3ページをお開き下さい。</p> <p>番号9です。申請地は、脇町字拝原[REDACTED]。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて4,951㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。持分は記載のとおりです。譲受人は、[REDACTED]。持分は、記載のとおりです。こちらの案件は、譲渡人と譲受人による訴訟関連案件となります。訴訟の結果として、裁判所において、両者による和解が成立し、譲渡人[REDACTED]の持分全部を共有物分割により移転するものです。申請は、譲受人[REDACTED]による単独申請となります。申請に際し、裁判所発行の和解調書の写しが提出されております。耕作面積は、4,951㎡。通作距離は25kmで、稼働人員は1人となっています。農地取得後は、水稻や果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、県道鳴門池田線[REDACTED]農地です。</p> <p>以上、これらの9案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員お願いします。
16番長浦委員	はい、16番長浦です。12月17日に現地確認いたしました。今年も米を作った跡が見られます。[REDACTED]にしても特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号2は、2番逢坂委員お願いします。

2番 逢坂委員	2番逢坂です。12月16日に現地確認いたしました。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	番号3から番号6は、19番村上委員をお願いします。
19番 村上委員	はい、19番村上です。番号3について、特に問題はありません。番号4については、次の作付け準備ができておりました。番号5もトラクターで曳いて作付け準備ができておりました。番号6についても作付け準備ができておりました。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	番号7は、5番竹田委員、お願いします。
5番 竹田委員	はい、5番竹田です。12月16日に現地確認いたしました。[REDACTED]について、県道のすぐ横のところです。耕作放棄地になっており、[REDACTED]が買い取ってくれてよかったのではと思います。
議 長	番号8、番号9は、12番河野委員をお願いします。
12番 河野委員	はい、12番河野委員です。番号8、番号9ともに、この水曜日に確認して参りました。番号8につきまして、一枚の広い土地を分割して、一部は、この後、審議する5条申請で居宅として利用、残りを農地として使うとのこと。小学校も近く、人目につきやすい土地ではありますが、新しく建つ居宅の前でありますし、適切に管理していただけたと思います。特に問題はありません。番号9についてですが、この内の何筆かは、私が、[REDACTED]より借り受けて耕作をしておりましたが、今回あたり、全て返しました。[REDACTED]もやっと[REDACTED]の持分になり、片がつき、楽になりましたとのこと。是非とも認めてあげたいと思います。よろしくをお願いします。以上です。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせていただきたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号9の許可申請9案件について、許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請9案件につきまして許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請について、2案件の説明をさせていただきます。この5条申請について、法定の添付書類は整っております。

	<p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、脇町大字猪尻字庄[REDACTED]。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて277㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土を30cm程度すきとり、クラッシャーにより40cm程度埋戻します。居宅は木造二階建、建築面積63.50㎡であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は、集水マスに集め、南側に隣接する市道側溝へ放流します。汚水も、合併処理浄化槽で処理したのち同様とします。このことについては、道路管理者と協議済みです。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の北[REDACTED]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。こちらの案件は先ほど、議案第57号、農地法第3条許可申請でご審議いただいた番号8の関連案件となります。隣接する農地と合わせて農地を取得し当該申請地に居宅を建築するものです。転用場所は、脇町字拝原[REDACTED]。地目は、田。面積は、550㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は[REDACTED]であります。居宅並びに作業場兼倉庫の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土をすきとり、良質土により埋戻します。居宅は木造平屋建、建築面積100.61㎡であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は、集水マスに集め、東側に隣接する市道内の水路へ放流します。汚水も、合併処理浄化槽で処理したのち、同様とします。このことについては、道路管理者と協議済みです。申請地は、江原南小学校の南[REDACTED]に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、農地区分は、第1種農地と判断をされますが、不許可の例外規定の集落接続に該当いたします。</p> <p>以上で農地法第5条の規定による許可申請について、2案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、1番美馬委員お願いします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。12月20日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号2は、12番河野委員、お願いします。
12番 河野委員	はい、12番河野です。この水曜日に3条申請分といっしょに現地確認いたしました。面積が550㎡と少し広いですが、お父さんが土建業をしてい

	<p>るのを将来、継承するというので、作業用の大きな車を持って帰ったりするため、少し広めの土地が必要になってくると思われます。また、居宅を建てるにあたって、隣接農地における日陰についても特に問題はありません。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思えます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。番号1、2の2案件について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第59号非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>それでは、議案第59号非農地証明願2件につきましてご説明いたします。議案書5ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、美馬町字丸山■■■■■■■■■■。地目は、それぞれ、畑。面積は、合わせて1,500㎡です。■■■■■■■■■■より、非農地証明願が提出されました。申請地は、昭和48年に申請者に相続が行われておりますが、当時は、申請地の一部を利用し、耕作を行っていましたが、山間地であり、作業効率が悪く一定量の収穫が見込めないこと、また、高齢化したことにより山林化したものです。関係書類を基に、12月19日、6番黒川委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、蕨草集会所の北■■■■■■■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から山林となっていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。</p> <p>番号2です。申請場所は、脇町字拝原■■■■■■■■■■。地目は、田。面積は70㎡です。■■■■■■■■■■より、非農地証明願が提出されました。申請地は、平成22年に母親から相続により取得した際には、既に居宅が建築され宅地として利用されております。関係書類を基に、12月19日、15番小田委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、脇町インターチェンジの北西■■■■■■■■■■に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地化されていたことが確認でき</p>

	<p>ます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。</p> <p>以上の2案件は、非農地証明の許可要件である20年をすでに経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる農地であると判断されます。非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、6番黒川委員ですが、欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>6番黒川委員より、現地確認の結果、非農地証明証明書の発行については、問題無いとのご意見をいただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>番号2は、15番小田委員、お願いします。</p>
15番小田委員	<p>はい、15番小田です。事務局と19日に現地確認へ行って参りました。家が建って20年以上たっております。何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ご報告ありがとうございました。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
3番佐藤委員	<p>番号2についてですが、田、70㎡となっておりますが、当該地の固定資産税に係る現況地目は、どうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現況宅地となっております。</p>
3番佐藤委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議長	<p>お諮りいたします。非農地証明願についてご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議長	<p>異議無しと認めます。よって、議案第59号、非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第5、議案第60号、令和5年度第9期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>先にお配りしております議案第60号美馬市農地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は24,541㎡。更新の利用権設定は17,097㎡。利用権設定筆数は54筆。利用権を設定する件数、延べ16件。利用権設定を受ける者、組織は10件です。詳細につきましては計画書に記載のとおりです。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要</p>

	件を満たしていると判断されます。
議 長	ご意見ございますか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。それでは、議案第60号、令和5年度第9期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これもちまして、令和5年第12回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。